

【令和6年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和6年10月11日 総務委員長 末永 直

○「議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

＊アナログ規制の見直しに伴う対象条例等の抽出方法について

国から示された「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」に基づいて、キーワード検索を行い、抽出された条例等の条文を精査し、アナログ規制の見直しの対象を確認した。本条例改正では、技術的に課題があるもの、市民サービスの質の低下を招くもの等については、対象から除外している。デジタル技術になじみがない方への配慮は当然必要であるため、従来の事務執行も可能としている。

＊アナログ規制の見直しに係る今後の対応について

国及び他都市の動向やデジタル技術の進展状況を勘案しながら、順次アナログ規制の見直しが図られるよう所管局に働きかけを行うため、総務企画局で適宜情報の把握に努めている。

＊川崎市公告式条例の改正内容について

本条例改正については、従来、条例の公布等を掲示場に掲示する運用を公報に登載する運用とするものである。併せて、公報発行規則を改正し、公報の発行をホームページの掲載によることを予定している。

＊掲示場の設置場所について

掲示場は、本庁舎及び各区役所に設置している。

＊インターネットが利用できない市民への対応について

かわさき情報プラザに紙媒体の公報を配置することで、閲覧可能とする予定である。

＊アナログ規制の見直しに伴う個人情報の取扱いについて

個人情報の観点から告示及び公告をホームページに掲載することが適切でない場合は、川崎市公告式条例第8条の規定を適用し、引き続き掲示場への掲示により対応することを想定している。

＊掲示場の今後の利用について

緊急の対応が必要である場合など、例外的に掲示場に掲示する場合があるため、引き続き掲示場を設置する予定であるが、その他の利用方法については、必要に応じて検討していきたい。

《意見》

＊今後、更なるアナログ規制の見直しを検討しているとのことであるため、従来の手法も維持しつつ、見直しによって市民サービスの利便性が低下しないよう配慮してほしい。

＊掲示場に掲示しなくなることで情報発信に弊害が生じることを避けるため、掲示場に掲載場所が変更となったことを掲示してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 119 号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * マイナンバーカードを持っていない市民に対する各種行政手続上の配慮について

児童手当において、マイナンバーカードを持っている方は国のオンラインシステムであるぴたりサービスで申請手続が可能である。また、各種行政手続において、マイナンバーカードを持っていない方やインターネットを利用できない方に対して、行政手続に支障が出ないように対応したい。

《意見》

- * 本議案はマイナンバー制度に関する内容であり、マイナンバー制度に対して反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 125 号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第 128 号 大師橋駅駅前交通広場整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 駅前交通広場の入口付近の道路用地の取得について

駅前交通広場の入口付近の用地取得に関する協議については、臨海部国際戦略本部が行っている。用地取得の協議については、地権者へ事業の重要性について理解が得られるよう丁寧かつ誠意をもって対応し、早期に完了できるよう取り組んでいきたい。

- * 大師中学校と京急大師線沿線の間通路の位置付けについて

当該通路については、大師中学校と京浜急行電鉄の敷地となっている。当該敷地を道路として整備する予定はない。

- * 周辺地域から駅前交通広場へのアクセスについて

京急大師線の連続立体交差事業が行われているため、アクセスについて、関係部署と調整していきたい。

- * 臨海部における BRT（バス・ラピッド・トランジット）の活用について

BRT の活用については、バス事業者と路線設定及び便数などの計画の検討を進めており、本工事において、車道については BRT の通行が可能な設計となっている。

- * 大師橋交差点の歩道橋の整備について

歩道橋の整備は重要であるため、国と連携して進めていきたい。また、駅前

交通広場の完成を目指す中で、改めて周辺施設の整備を国及び関係機関と連携し、取り組んでいきたい。

*** 駅前交通広場におけるタクシーの乗り入れ規制について**

駅前交通広場については、道路法により市で管理する予定であり、特定のタクシー事業者に限定するような規制を設けることは認識していない。

*** 駅前交通広場における車両の停車台数について**

駅前交通広場において、タクシーは乗降場に1台、待機場に10台、バスは乗降場に5台、待機場に3台が停車可能となる。

*** 駅前交通広場におけるバス路線について**

現在のバス路線については、浮島方面、キングスカイフロント方面、羽田空港方面であり、その他の路線についてはバス事業者と協議中であり、駅前交通広場が完成した際には、新たな路線の設定を検討したい。

*** 当駅周辺の商業施設の整備計画について**

大師橋駅地区地区計画に基づき、計画的に複合市街地の形成を進めている。
関係部署と連携して、事業の進捗に合わせて都市機能の集積を図っていきたい。

*** 駅前交通広場周辺の歩行者の安全対策について**

本工事において、駅前交通広場周辺に歩道が整備されるため、歩行者の安全な通行が可能となる。

《意見》

* 駅前交通広場と産業道路の間の敷地や連続立体交差事業完了後の線路上部の活用について、今後検討を進めて、駅前交通広場を中心としたまちづくりを関係部局と連携して推進してほしい。

* 本議案が議決した後、速やかに工事内容等について大師連立第1期沿線協議会へ報告してほしい。

* 大師連立第1期沿線協議会が市長に対して京急大師線の更なる整備を求める要望を2度にわたって提出しているため、京急大師線の整備が動き出すように議論してほしい。

* BRTについては、導入に伴って交通車両の渋滞が緩和されるため、活用の検討を進めてほしい。

* 駅前交通広場周辺に歩道が整備されることで安全な通行が可能となるが、子どもの通行も多いため、より一層の安全対策に努めてほしい。

* 本工事は公契約制度を適用する工事であるため、チラシの配布、確認表の提出及びポスター掲示等を実施して制度が遵守されるように取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第136号 令和6年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 看護大学大学院を第4庁舎に設置した場合の整備額について**

看護大学大学院を第4庁舎に設置することも検討したが、庁舎を学校設備へ

変更することが必要であったため、一定程度の整備費用が掛かることが見込まれた。

*** 第4庁舎の利活用に対する認識について**

第4庁舎の利活用については、費用対効果が重要と認識しているため、今後財政局としても適切に調整していきたい。

*** 学校給食物資購入費の財源について**

学校給食物資購入費の財源は一般財源であり、財政調整基金を活用した。

*** 来年度の学校給食費への対応について**

学校給食費については、各区5校と特別支援学校においてアンケートを実施しており、アンケート結果に加えて、庁内調整の上で対応を決定する予定である。今般の状況を鑑みると、物価が下がることは想定しがたいため、一定程度の増額の対応が必要となると考えている。

*** 学校給食費における来年度の増額分の負担主体について**

学校給食費を増額する場合、費用負担の主体も含めて検討する必要がある、令和7年第1回定例会までには方向性を示したい。

*** 学校給食費における来年度の増額について**

本補正予算において、1食当たり50円から60円程度を増額しており、改定する場合は同等程度の金額を見込んでいる。

《意見》

*** 第4庁舎の利活用に関する方針が決定した場合は、検討経過を含め、適切に議会へ報告してほしい。**

*** 学校給食費については、アンケートの結果を踏まえた上で来年度以降も適切に対応してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第137号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決